

山形県公共調達評議委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(会議の開催)

第3条 会議は、以下の場合に開催するものとし、あらかじめ庶務担当課（以下「事務局」という。）が各委員と日程調整を行ったうえで、委員長が召集するものとする。

- (1) 公共調達に係る入札契約制度の改善について、知事等から意見を聴かれたとき。
- (2) 2人以上の委員から、付議すべき事項を示して会議の開催の請求があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、委員長が必要と認めたとき。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知したうえで、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合においては、委員長は、その結果を直近の会議に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第4条 委員会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、関係者又は専門知識を有する者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

2 条例の基本理念にのっとり公共調達に係る入札契約制度の改善について、意見等がある者は、事務局を通じて、「入札契約制度に関する意見書」（別紙様式）を委員長に提出することができる。

3 前項による提出があった場合は、委員長は、その内容を委員会に報告しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項について、調査審議を行うとき。

(2) 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

2 委員長は、会議の公開又は非公開について、委員会に諮って決定するものとする。

3 委員長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議資料の公表)

第6条 会議資料は、原則として会議において公開する。ただし、不開示情報が含まれるなど、特段の理由があると委員長が認めるときは、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(傍聴する場合の手続き等)

第7条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入室しなければならない。

- 2 傍聴の受付は、先着順で行い、傍聴席の定員になり次第、受付を終了するものとする。
- 3 傍聴する者は、前2項の規定のほか、委員会が別に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 報道機関の記者等については、第1項及び第2項の規定は適用せず、委員長の許可を得たうえで、会場に入室させることができる。

(会議の記録)

第8条 事務局は、会議の議事概要を作成し、会議に出席した委員の確認を得たうえで公表する。ただし、不開示情報には、十分留意して取扱うものとする。

(部会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、特別の案件を調査審議させるため、部会を設置することができる。

- 2 部会の議決は、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 3 委員長は、前項の同意をしたときは、当該同意に係る検討の結果を直近の会議に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この要領は、平成20年12月24日から施行する。

別紙様式

年 月 日

入札契約制度に関する意見書

山形県公共調達評議委員会委員長 殿

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所又は事務所若しくは事業所の所在地

(電話番号)

| | |
|-----|--|
| 件 名 | |
| 要 旨 | |
| 本 文 | |